

平成 25 年 5 月 21 日  
独立行政法人国民生活センター

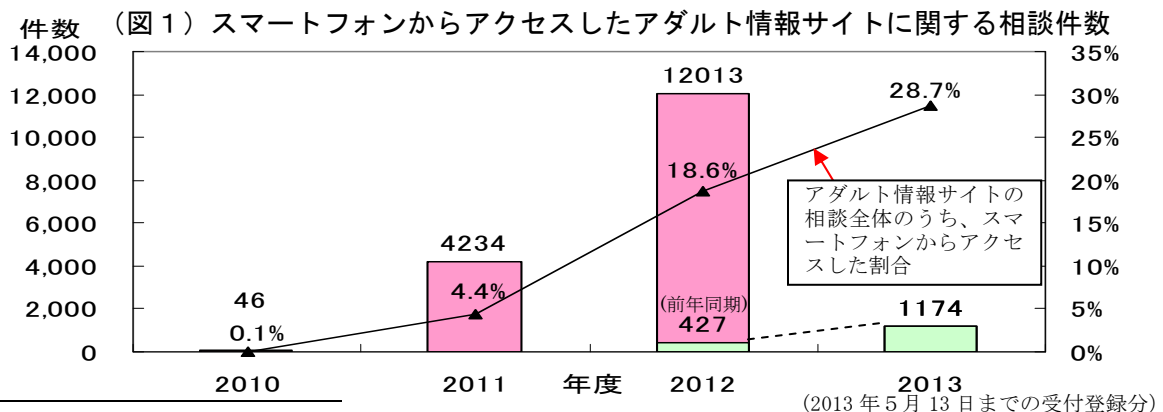
## スマートフォンからアクセスしたアダルト情報サイトの相談が急増！ － “公式マーケット” でダウンロードした無料アプリからの請求も－

全国の消費生活センターに寄せられた相談件数を商品・サービス別に分析すると、2012 年度においてはアダルト情報サイトに関する相談が引き続き 1 位となっており、スマートフォンの普及に伴い、スマートフォンからアクセスしたという相談が急増している。相談内容は、「有料の認識がないままクリックしたところ、料金の請求画面が表示されたが、支払わなければならないか」「個人情報が業者に伝わっているのではないか」などが多い。さらに最近は、独立行政法人情報処理推進機構の報告<sup>1</sup>でもあるように、一般サイトでみつけたアプリではなく、いわゆる公式マーケット（以下、“公式マーケット”）で無料アプリをダウンロードしたのに、突然、料金を請求されたというトラブルも寄せられている。

そこで、スマートフォンからアクセスしたアダルト情報サイトのトラブル特有の事例を紹介し、消費者に注意を呼びかける。

### 1. 相談件数の推移

PIO-NET<sup>2</sup>では、スマートフォンからアクセスしたアダルト情報サイトに関する相談件数が近年急増している。2013 年度の相談件数<sup>3</sup>（1174 件）は、昨年度同時期（427 件）と比較しても 3 倍近くとなっている。アダルト情報サイトの相談全体においてもスマートフォンからアクセスした割合は、今年度は約 3 割であり、年々増加している。



<sup>1</sup>独立行政法人情報処理推進機構（IPA）2013 年 5 月 1 日「スマホにおける新たなワンクリック請求の手口に気をつけよう！」

(<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2013/05outline.html>)

<sup>2</sup>PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

<sup>3</sup>スマートフォンにおけるアダルト情報サイトの相談件数は、アダルト情報サイトの相談のうち、さらに「携帯電話」に区分されたものの中からスマートフォンからアクセスしたと判別できたものの集計である。

## 2. 相談事例

### 【事例1】“公式マーケット”で無料アプリをダウンロードしたら、突然、料金を請求された

スマートフォンを初めて購入したばかりだったので、“公式マーケット”にある無料アプリの一覧を見ていた時、アプリの内容をよく確認せずにアプリをダウンロードしてしまった。「インストールしました」と表示されたので、アプリを開いたら、アダルト情報サイトだった。「18歳以上か」と表示され、どうしたらよいか分からず、画面に触れたら「登録完了」と表示された。怖くなったので、画面に表示されていた業者の電話番号に電話した。画面に請求画面が表示されていることを伝えたところ、「登録になっている、払ってもらわないと困る」と言われ、怖くなって9万9800円をATMから振り込んでしまった。その後「脱会済み」と表示されないで電話すると「銀行の入金確認が取れ次第、脱会手続きしておく。手続きする必要はない。」と言われた。それ以降スマートフォンを触っていないが怖い。どうしたらよいか。

(2013年3月受付 契約当事者：40歳代 女性 給与生活者)

### 【事例2】アプリをダウンロードした後、業者から料金を請求する電話があった

スマートフォンのアダルト情報サイトから動画再生の無料アプリをダウンロードする際に年齢認証画面をクリックしたところ、料金の振込先の表示が現れた。その後、高額な料金を請求するメッセージが数回現れたが無料のはずだと思い、無視していた。本日、氏名も業者名も名乗らない者から電話があり、「今日中に振り込まないと料金が60万円になる」と言われた。どうすればよいか。

(2013年2月受付 契約当事者：20歳代 男性 給与生活者)

### 【事例3】アダルト情報サイトに接続して年齢を確認したら入会となり、高額料金を請求された

スマートフォンを見ていてアダルト情報サイトの広告に興味を覚えて「入場」をクリックした。次に「18才以上か」との画面で「ハイ」をクリックしたら「入会ありがとうございます。6ヶ月の利用料は3日以内ならキャンペーンで9万円。その後は15万円。1日ごとに3千円ずつ増える」と表示された。驚いて年齢確認画面をもう一度見ると、下のほうに規約が書いてあった。「間違えて入会した人は退会メールを送付すること」と記載されていたので、メールを送ったが連絡はない。住所や氏名は入力していない。有料で契約するつもりはなかったので支払いたくないが、このまま無視していると3千円ずつ料金が増えるのではないかと不安だ。

(2013年4月受付 契約当事者：20歳代 男性 給与生活者)

## 3. 消費者へのアドバイス

### (1) 無料だと思っても、料金を請求されることがあるので、安易にアクセスしない。また、スマートフォンでは、アプリを安易にダウンロードしないこと

自分で「無料」という言葉を入れて検索したからといって、必ずしも無料であるとは限らない。さらに最近、スマートフォンの“公式マーケット”でダウンロードした無料アプリで料金請求されたというトラブルも寄せられている。一般サイトのみならず、“公式マーケット”においてもアプリを安易にダウンロードしないこと。子どもが使う場合には、フィルタリングなどの機能制限を活用するとともに、保護者が常に注意すること。

また、スマートフォンの利用時のトラブルの中には、個人情報抜き取りアプリがあること

も報告されている<sup>4</sup>。そこで、アプリのダウンロードを指示する画面では、そのアプリがどのような情報にアクセスするかを示す「アクセス許可」の画面を十分に確認するなど、特に注意すること。

## (2) 身に覚えのない請求は無視し、不安に思う場合はあわてて業者に連絡をせず、最寄りの消費生活センターに相談する

あわてて事業者と連絡をとらないこと。身に覚えのない請求であれば、静観又は無視すること。請求されている内容に納得できなければ、支払わないこと。支払いをしてしまうと、返金が難しくなる。不安に思った場合は、業者に連絡をとったり、支払いをしたりする前に、最寄りの消費生活センターに相談する。

## (3) 請求画面が張り付いた場合やアプリをインストールしてしまった場合の対処法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にする

### <独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページより>

- ・ IPA 情報セキュリティ安心相談窓口 (<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>)
- ・ 2012 年 2 月の呼びかけ「スマートフォンでもワンクリック請求に注意！」(<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2012/02outline.html>)
- ・ 2013 年 5 月の呼びかけ「スマホにおける新たなワンクリック請求の手口に気をつけよう！」(<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2013/05outline.html>)

## (4) 画面に請求画面を張り付かせる行為は、犯罪である可能性もあるので、警察にも情報提供をする

利用者が意図していないにもかかわらず、業者が利用者のパソコンに請求画面を張り付かせたケースでは、不正指令電磁的記録供用罪<sup>5</sup>による逮捕例<sup>6</sup>もある。サイトの URL や張り付いた画面など、証拠が残っている場合には、警察にも情報提供するとよい。

## 4. 相談件数の内訳（2012 年度）

### (1) 契約当事者の属性（不明・無回答を除く）

#### ① 契約当事者の性別

男性が 7732 件（64.9%）、女性が 4178 件（35.1%）であり、男性の方が多いものの、女性も少

<sup>4</sup>独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、2012 年 2 月に「スマートフォンでもワンクリック請求に注意！」

(<http://www.ipa.go.jp/security/txt/2012/02outline.html>) など複数の情報を公表している。

<sup>5</sup>刑法 第百六十八条の二（不正指令電磁的記録作成等）

正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

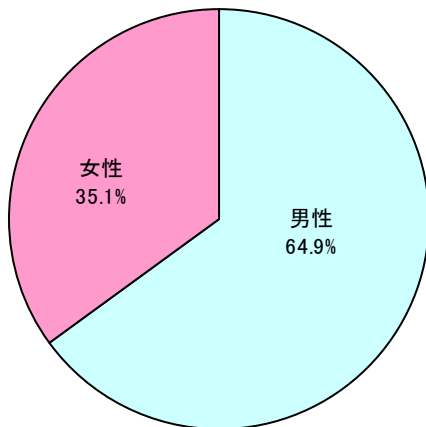
<sup>6</sup> サイト上の動画再生ボタンをクリックしたパソコンにコンピューターウイルスを送信し、料金請求画面を表示し続けたとして京都府警サイバー犯罪対策課と伏見署などが 2012 年 1 月 18 日、不正指令電磁的記録供用の疑いで業者を逮捕。

なくない。

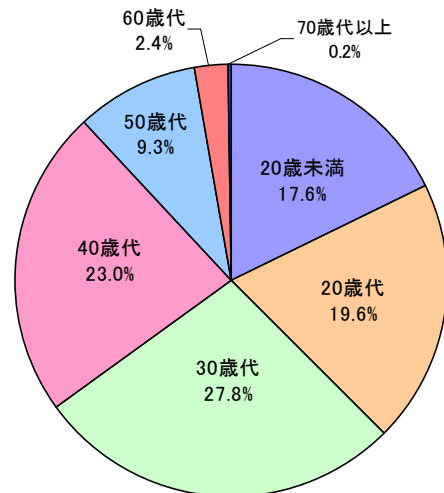
## ②契約当事者の年代

30歳代が3266件(27.8%)と最も多く、次いで40歳代が2702件(23.0%)、20歳代が2303件(19.6%)であった。契約者の平均年齢は33.5歳であった。

(図2) 契約当事者の性別



(図3) 契約当事者の年代



## ③契約当事者の職業

件数の多い順に、給与生活者が7366件(63.6%)、学生が2297件(19.8%)、家事従事者が973件(8.4%)、無職が632件(5.5%)、自営・自由業が315件(2.7%)である。

### (2) 金額 (無回答を除く)

支払いをしてしまっている相談が196件あり、その平均金額は13万1384円である。

## 5. 情報提供先

- ・ 内閣府消費者委員会事務局
- ・ 消費者庁消費者政策課
- ・ 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
- ・ 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構